

千葉市観光振興検討会議

第3回会議資料

令和7年4月30日(水)

目次

01 宿泊税の使途(素案)

.....

02 宿泊税導入済み他自治体の宿泊者推移

.....

03 県の税制度設計の素案・県からの支援方法

.....

第3回

01 宿泊税の使途(素案)



02 宿泊税導入済み他自治体の宿泊者推移

03 県の税制度設計の素案・県からの支援方法

01 宿泊税の使途(素案)

(1) アンケート調査結果の総括

■ 宿泊事業者

- 施設の老朽化や人手不足などの課題を抱えている事業者が多い。
- 人材不足・老朽化に対する支援(事業者支援)、新たな観光コンテンツの造成(ソフト事業)、受入れ環境整備(ハード整備)に対する使途などが上位を占めている。
- スポーツ大会の誘致などMICEの一層の推進を望む回答も一定数みられた。
- 本県(房総半島)を目的とした観光客を増やすよう、広域観光の推進を図る県との連携強化を期待する声があった。
- 国内人口が減少していく中で、インバウンド誘致の推進に、しっかり取り組むことを望む声が多かった。
- 事業者の自助では対応できないことに対してしっかり取り組むことを望む声があった。

01 宿泊税の使途(素案)

(1) アンケート調査結果の総括

■ 宿泊者

- 宿泊目的は、「東京ディズニーリゾート®」が31.4%と最も多く、MICE関係(計20.4%)、「千葉市内の観光」(20.2%)を目的とした対象が続く結果となった。約7割が観光を目的として宿泊している。
- 都内や空港からのアクセス性や幕張メッセ等でのイベント・展示会の充実が魅力とされている。
- 千葉市ならではのグルメやスポット、観光に関するイメージが欠けているという回答も見られた。
- 宿泊税の使途としては観光資源の魅力向上や受入れ環境の整備のほか、市内回遊性の向上や事業者支援が多く望まれた。

01 宿泊税の使途(素案)

(2) 課題解決に向けた取組方針(案)

これまでの会議での議論や「宿泊事業者及び宿泊者アンケート」の結果を踏まえ、特に市の取組みが期待される観光振興施策の整理を行った。

■取組方針(案) ※アンケート調査結果を踏まえ、特に優先すべき方針は**太字で表記し下線を引いた**

課 題	課題解決に向けた戦略	取 組 方 針	具 体 的 な 事 業 例
観光コンテンツの 造成と磨き上げ	新たな観光コンテンツの造成	• 本市特有の観光資源への高付加価値化	ガストロノミーツーリズム(グルメ)の開発、ワーケーションの構築、歴史文化的資源を活用したコンテンツの開発、地域のイベントへの魅力向上支援 等
	観光資源の魅力向上と受入れ環境の整備	• 集客施設等への整備支援 • 市外からのアクセスの強化	集客施設の再整備支援、新たな花のスポットづくり、成田空港連絡バスの運行 宿泊施設の魅力向上 等
効果的な情報発信	観光客のニーズの的確な把握と分析	• 新たなデータの取得と観光客ニーズの分析	ビッグデータの収集、ビッグデータ分析による観光客の動向調査 等
	効果的なプロモーションの推進	• 訴求力のあるメディア活用の強化 • 民間事業者の情報発信支援	ビッグデータを活用した観光ルートの作成、SNSによる情報発信の強化、インバウンド向けWebサイトの構築、OTAサイトへの観光プラン掲載支援、千葉市観光協会の機能強化 等
MICE誘致推進	MICE誘致推進と受入れ環境の整備	• MICE誘致の強化 • MICE施設周辺の環境整備・魅力向上	大規模イベントの開催支援の強化、海浜幕張駅周辺・中心市街地等の環境整備 等

※次頁に続く

01 宿泊税の使途(素案)

(2) 課題解決に向けた取組方針(案)

これまでの会議での議論や「宿泊事業者及び宿泊者アンケート」の結果を踏まえ、特に市の取組みが期待される観光振興施策の整理を行った。

■取組方針(案) ※アンケート調査結果を踏まえ、特に優先すべき方針は**太字で表記し下線を引いた**

課 題	課題解決に向けた戦略	取 組 方 針	具 体 的 な 事 業 例
市内観光における回遊性と県内観光のゲートウェイとしての機能強化	市内回遊性向上の新たな仕組みづくり	- 二次交通支援 - 賑わい空間の創出支援 回遊性・滞在期間を延ばす仕組みづくり	アクセス向上のためのバス・タクシー事業者支援、グリーンツーリズム・スポーツ・音楽ツーリズムの推進、ナイトタイムエコノミー推進支援、中心市街地の飲食クーポン付き宿泊助成 等
	県内観光のゲートウェイ機能の強化	県内観光情報の集約と発信力の強化	駅前観光案内所等の充実、物販の検討、千葉市を発着地とするツアーの造成と支援 等
観光産業の業務効率化と収益・生産性向上	市内事業者が抱える課題解決につながる支援	民間事業者の人材の確保、質の向上、誘客の促進に対する支援	観光産業の担い手づくり、宿泊事業者へのハラル・ヴィーガン客等への対応支援、小規模事業者等への上乗せ支援 等
	収益・生産性向上に向けた観光DXの推進	民間事業者の業務効率化への支援	事業者が行うビッグデータ等を活用したマーケティング支援、事業者へのデータ提供等の支援、デジタル技術を活用した無人化の推進支援 等

第3回

01 宿泊税の使途(素案)

.....

02 宿泊税導入済み他自治体の宿泊者推移

.....



03 県の税制度設計の素案・税制度設計の素案

.....

02 宿泊税導入済み他自治体の宿泊者推移

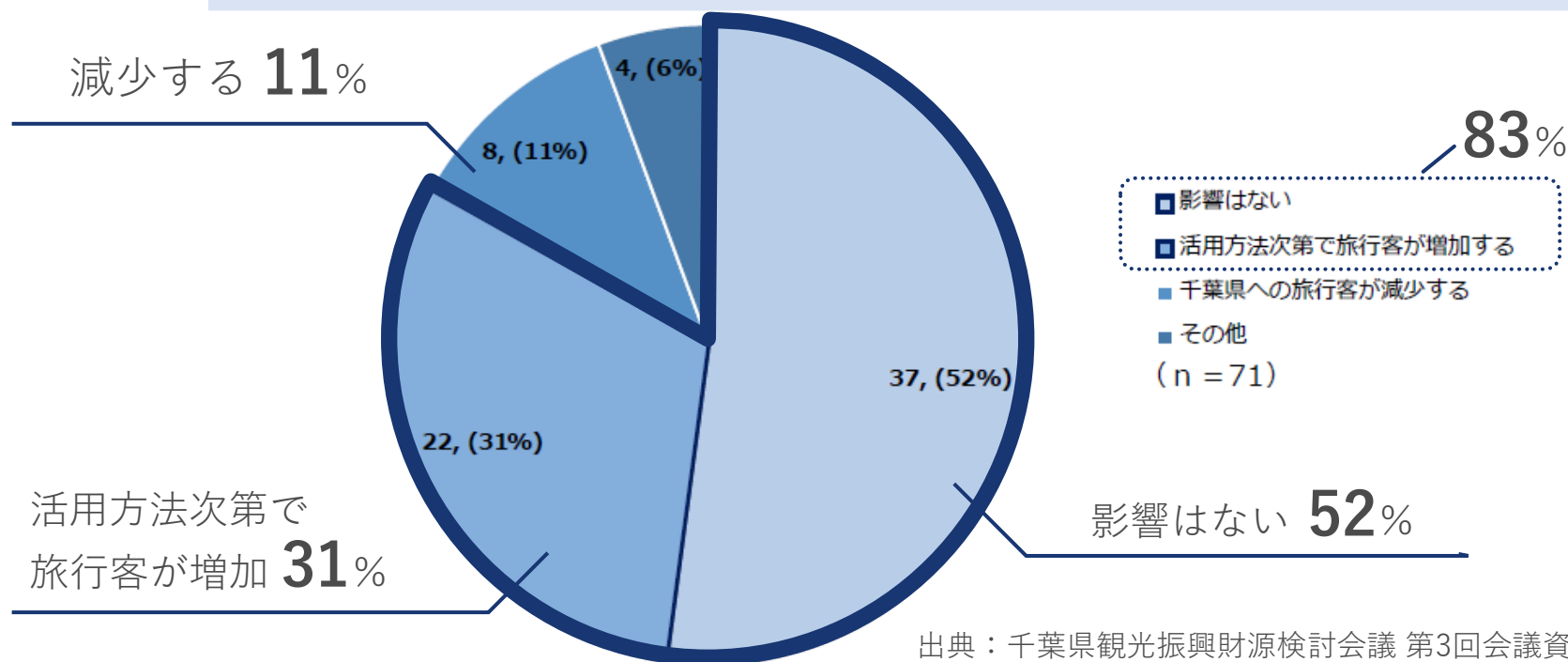
(1) 旅行業者アンケート調査結果 ※千葉県観光振興財源検討会議資料から抜粋

■千葉県が実施した、旅行業者を対象とした宿泊税に関するアンケート調査結果

設問：千葉県が観光客に数百円程度の宿泊税を求めた場合に想定される影響を教えてください。

結果

- ・「減少する」と回答したのは8（11%）であった。
- ・一方で、「影響はない」または「活用次第で旅行客が増加する」と回答したのは合計59（83%）であった。



出典：千葉県観光振興財源検討会議 第3回会議資料から抜粋
※一部、千葉市観光MICE企画課にて表記を追加

02 宿泊税導入済み他自治体の宿泊者推移

(2) 導入による県観光への影響 ②大阪府 ※千葉県観光振興財源検討会議資料から抜粋

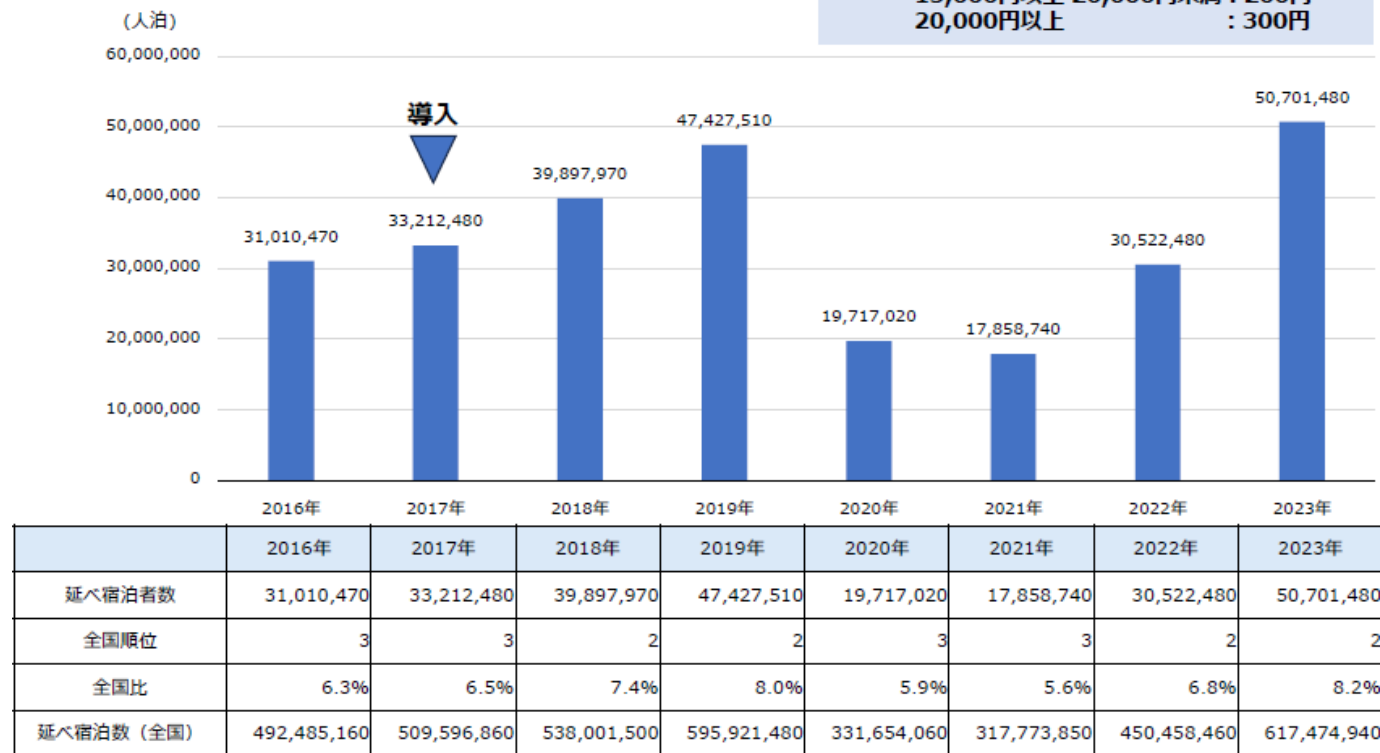
【大阪府】

【税導入時期】平成29（2017）年1月～

【税率】 7,000円以上 15,000円未満：100円

15,000円以上 20,000円未満：200円

20,000円以上：300円



出典：千葉県観光振興財源検討会議 第3回会議資料から抜粋

既に宿泊税を導入している大阪府の宿泊者数は、導入後大きく増加をし、その後も増加傾向にある。

02 宿泊税導入済み他自治体の宿泊者推移

(2) 導入による県観光への影響 ②福岡県 ※千葉県観光振興財源検討会議資料から抜粋

【福岡県】

(人泊)

25,000,000

20,000,000

15,000,000

10,000,000

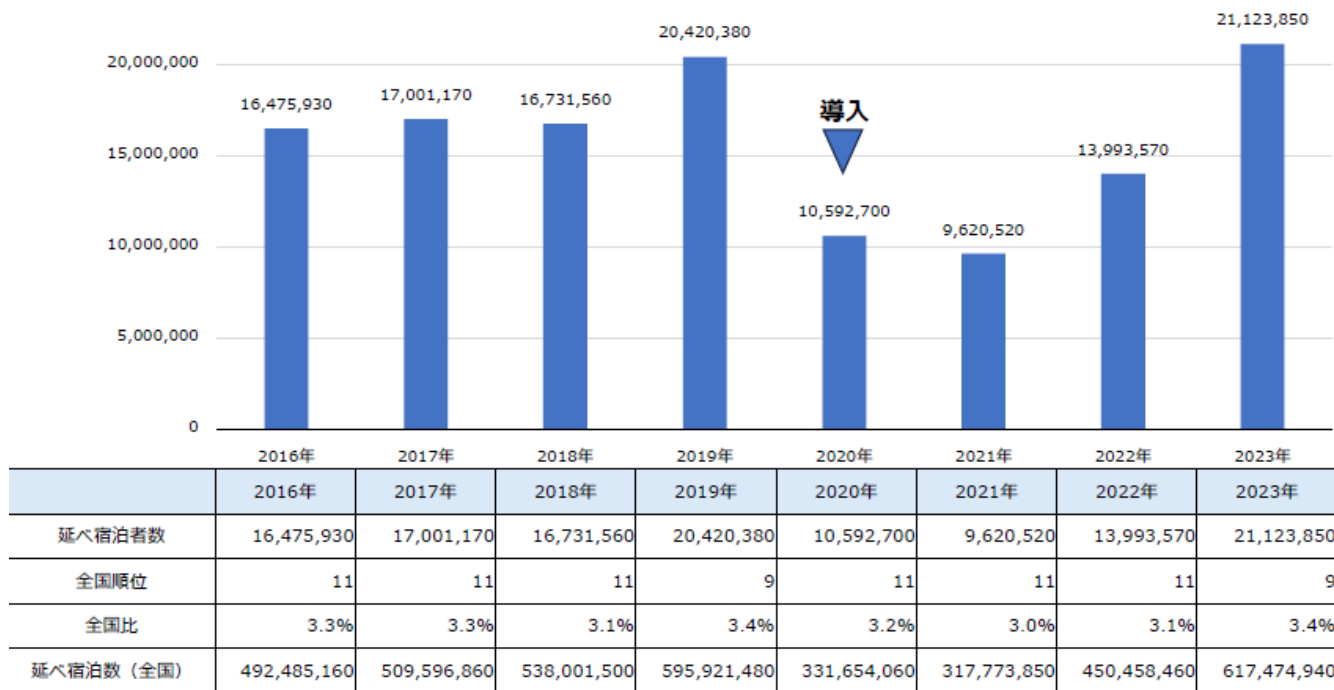
5,000,000

0

【税導入時期】 令和2（2020）年4月～

【税率】 定額200円

導入



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

出典：千葉県観光振興財源検討会議 第3回会議資料から抜粋

既に宿泊税を導入している福岡県の宿泊者数は、導入後コロナ禍の影響で落ち込んでいるが、R5年にはコロナ禍前水準を上回っている。

第3回



千葉開府 900年

千の葉に 時を刻んで 900年

01 宿泊税の使途(素案)

.....

02 宿泊税導入済み他自治体の宿泊者推移

.....

03 県の税制度設計の素案・県からの支援方法

.....



03 県の税制度設計の素案・県からの支援方法



千葉開府 900年

千の葉に 時を刻んで 900年

(1) 千葉県の税制度設計の素案 ※千葉県説明資料を元に作成

項 目		千葉県税制度設計の素案
課 税 客 体		千葉県内に所在する次の施設又は住宅(以下「宿泊施設」という)への宿泊 ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)
納 税 義 務 者		上記宿泊施設への宿泊者
課 税 標 準		上記宿泊施設への宿泊数
税 率 (税 額)		1人1泊につき150円の一律定額制
免 税 点		設定なし
課 税 免 除		外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ※修学旅行等の例外規定は設定しない
徴 収 方 法		特別徴収 (特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入する)
特 別 徴 収 義 務 者		・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
申 告 納 付 期 限		各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分をまとめた納入を可能とする (具体的な要件については検討)
制 度 の 見 直 し		条例施行後5年を目途に検討を行う
特 別 徴 収 義 務 者 報 奨 金		納期内納入額に対して2.5%(導入後の加算措置や上限の設定について検討)

03 県の税制度設計の素案・県からの支援方法

(2)市町村・DMOへの支援について① ※千葉県説明資料から抜粋

■県と市町村・DMO等の役割分担及び取組の方向性

県

県全体の観光振興の促進

- ・各地域の事情に配慮し、**県内市町村・DMO等を支援**
- ・広域的な観点でスケールメリットを活かした取組を実施し、**観光・宿泊事業者を支援**するとともに、県内の観光地の全体的な底上げを図る

<取組の方向性>

- ・観光人材の確保・育成・定着
- ・県内全域・広域的な観光地域づくり
〔インバウンドの推進やデジタル技術の活用を含む〕



市町村・DMO等

地域のブランディングの確立

マーケティングに基づき、戦略的な地域づくり、プロモーションを実施し、地域ブランディングを行っていく
⇒**交流人口増加**や**民間投資の呼び込み**へ

<取組の方向性>

- ・戦略的な施策を行うための体制づくり
- ・地域のマーケティング
- ・地域の賑わいづくり (ソフト)
- ・良好な景観の形成 (ハード)

地域連携による周遊の促進

近隣の周遊も楽しめる地域となり、**広域としての認知度を国内外で高める**
⇒**宿泊等による滞在時間の向上**を図る

<取組の方向性>

- ・近隣地域の周遊ルート企画造成
- ・地域連携による誘客のプロモーション

03 県の税制度設計の素案・県からの支援方法

(2)市町村・DMOへの支援について② ※千葉県説明資料から抜粋

宿泊税は県全体で観光振興を図るために新たに導入する目的税であることから、県の宿泊税を市町村が活用する際には以下の基本的な要件を全て満たすことが必要です。

また、DMO等への支援については以下のとおり整理しました。

💡 活用にあたっての考え方

基本的な要件	🚫 活用が認められない事例*
①導入以降新たに行う事業であること	・一般財源の置き換え (例 職員の人件費への充当) ・既存事業の拡充事業であり、拡充部分に新規性がない場合 (例 地元の祭りの単純な規模の拡大) ※拡充部分に新規性がある場合は、拡充部分に活用可能
②県全体の観光振興に資する事業であること	・旅行者の増加等により各市町村で発生する財政的な負担への充当 (例 オーバーツーリズムによるごみ処理や救急医療への対応)
③他に充当可能な財源が見込まれないこと	・財源の例：地方債、国・県補助金、基金、その他特定財源 等

*県の宿泊税の活用が認められない事例については、各市町村で独自に宿泊税の上乗せを行い、その財源で実施することが考えられる。

DMO DMO等への支援の考え方

- ・地域DMOや市町村観光協会については、市町村を通じて支援を行う。
(税収の約25%を活用した各市町村への交付金により、各市町村から支援が行われることを想定)
- ・地域連携DMOについては、市町村への支援とは別に県が直接補助金等により支援することを検討する。

県の宿泊税を活用する際は、県の活用要件を満たすことが必要であり、認められない部分へ充当をする場合は、各市町村で独自に上乗せ課税をすることが想定されている。

出典：千葉県「宿泊税の導入に向けた市町村向け意見交換会」説明資料から抜粋

03 県の税制度設計の素案・県からの支援方法

(2)市町村・DMOへの支援について③ ※千葉県説明資料から抜粋

■市町村への支援方法案

宿泊者数と旅行者数に応じて交付する交付金

- ・交付金として配分する金額のうち、80%は宿泊者数、残りの20%は旅行者数に応じた配分とする。
- ・交付金の最低金額は設定しないこととする。

⇒各市町村は、交付金を観光振興施策に活用する安定財源として見込むことができる
(市町村への交付金試算額については、参考資料3を参照)

※この試算は市町村に対して大まかな規模感を提示するものであり、
必ずしもこの金額が交付されるものではありません

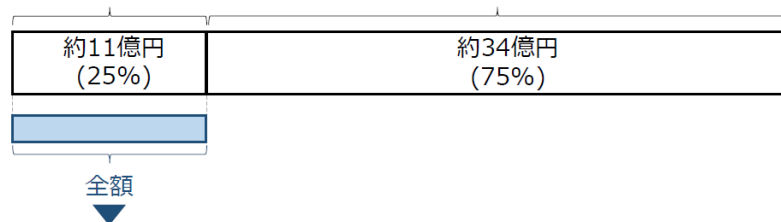
県が示した配分方法で試算された
千葉市への交付金額

155,641,000円

=約1.5億円

■交付イメージ

市町村・DMO等への支援 観光・宿泊事業者への支援、県事業 等



宿泊者数と旅行者数に応じて交付

■交付金事務フローイメージ

- 【県】 ①内示額の決定 ー【・県は前年度の実績に応じて内示額を決定する
- 【県→市町村】 ②内示額の通知
- 【市町村→県】 ③交付申請 ー【・市町村は事業計画を作成し、県に申請する
- 【県→市町村】 ④交付決定 ー【・県は以下の審査を行う
観光振興目的といえるか
既存事業の単なる財源の振り替えとなっていないか 等
- 【市町村→県】 ⑤実績報告・額の確定

出典：千葉県「宿泊税の導入に向けた市町村向け意見交換会」説明資料から抜粋

千葉県からは、市町村への配分として、宿泊者数と旅行者数に応じ配分された交付金形式で支援する方法が示されている。(※県が示した県内各市町村の交付金試算額は別紙参照)